

佐賀県告示第三百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事 古 川 康

その
(一)

一 名称

石井樋鳥獣保護区

二 区域

佐賀市大和町大字尼寺の県道四十八号佐賀外環状線と県道四百一号佐賀環状自転車道線と市道百三十三号石井樋祇園山線との交点を起点とし、同市道を南へ進み県道二百四十八号鍋島停車場東山田線との交点に至り、同県道を北西へ進み市道五十八号嘉瀬川堤防一号線との交点に至り、同市道を北へ進み県道四十八号佐賀外環状線との交点に至り、同県道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成三十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐賀市大和町に位置する石井樋公園を中心とした区域で、当該区域内を流れる嘉瀬川には、多くの水生生物や野鳥が生息しており、野鳥とのふれあいや観察を通じた豊かな生活環境の形成を図ることができ、重要な場所となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図る。

八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その二

一 名称

鏡山鳥獣保護区

二 区域

唐津市鏡の鏡山山頂の県道鏡山公園線と鏡山公園敷地境界との接点を起点とし、同敷地境界を東へ進み同市浜玉町横田下一六〇七番四の地番界との接点に至り、同地番界に沿って北へ進み同地番界の北端を経て同字二九六番五五の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南へ進み同市半田字大立四四八番九六の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南西へ進み同字四四八番一四の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南西へ進み同字四四八番四三の地番界との接点に至り、同地番界に沿って北へ進み同字四四八番一二の地番界との接点に至り、同地番界に沿って西へ進み同字四四八番一一の地番界との接点に至り、同地番界に沿って南西へ進み同字四四八番一二三の地番界との接点に至り、同地番界を西へ進み公衆用道路との接点に至り、同道路を北西へ進み市道半田鏡山線との交点に至り、

同市道に沿って南西へ進み同市半田大立四四八番一三八及び同字四四八番一二四の地番界との接点に至り、同地番界に沿って北へ進み同字四四八番一一〇の地番界との接点に至り、同地番界に沿って西へ進み鏡山公園敷地境界との接点に至り、同敷地境界に沿って西へ進み同敷地境界の北端を経て南東へ進み溜池の堤塘を経て起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成三十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、唐津市鏡山に位置し、特に山頂周辺は比較的良好な自然環境が維持されていることから、春秋の渡りの時期に多くの野鳥が羽を休め、さらにはタカ類がその周辺を移動コースとしている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その三

一 名称

下千田溜池鳥獣保護区

二 区域

唐津市北波多下平野の下千田溜池全域

三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成三十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、唐津市北波多下平野に位置する溜池であり、西日本での繁殖例がまれとされるオシドリ（佐賀県レッドリスト掲載種）が、ほぼ毎年繁殖している貴重な水鳥生息地となっている。

このため、当該区域は、貴重な水鳥の観察地として重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。